

「わたしの体は母体じゃない」訴訟 弁護団声明

東京地方裁判所民事第38部（裁判長鎌野真敬）は、2026年3月17日、原告らの請求を却下・棄却する判決（以下「本判決」といいます。）を言い渡しました。

本件は、不妊手術の原則禁止を定める母体保護法3条1項、28条及び34条の規定（以下「本件各規定」といいます。）の違憲性を主張し、国に対し国家賠償等を求めた事件です。本判決は、憲法13条は女性に対し人格的生存に関わる重要な権利として、国家から妊娠するよう強制されない、あるいは、国家の介入・干渉なしに、妊娠しないという決定ができるという意味での避妊の自由を保障していると判断しました。他方で、これが直ちに特定の方法による避妊をする自由を保障しているとは解されず、避妊法は女性が主体的にとることができるものも含めて複数あり、不妊手術を受けることができなければ避妊をすることができないわけではないとして、避妊の自由の一内容として不妊手術を受ける権利又は自由が保障されていると解することは困難と判断しました。

また、憲法24条2項については、母体保護法の規定が家族に関する法制度を定めたものとはいえないとして、本件各規定は憲法24条2項にも違反しないと判断しました。

本判決は、自己の身体に関する決定が個人の尊厳の核心に位置することを看過するものです。性と生殖に関する自己決定は、母性保護にとどまらず、不妊手術という手段を選ぶ自由を含むものであり、憲法13条の保障すべき人格的自律の中枢をなすものです。また、憲法24条2項が求める「個人の尊厳と両性の本質的平等」の観点からも、不妊手術に対する規制が女性の個人としての自己決定の利益を侵害していることが直視されなければなりません。原告らが訴えた「わたしの体は母体じゃない」という訴えは、性と生殖の自己決定権に関わる問題です。本判決が、原告らの被害と苦しみに十分に向き合わなかったことは遺憾であり、本日、本判決に対して控訴しました。

もともと、本判決は、その理由中で、女性の避妊の自由は憲法13条で保障されると判断し、また、本件各規定は母体保護法の目的に照らして合理性が乏しく、本件各規定を含む不妊手術に関する制度の在り方について適切な検討が行われることが望まれるという意見が付されており、性と生殖に関する自己決定の実現に向けて一歩前進したといえます。

本訴訟は、2024年2月の提訴以来、原告らに賛同する多くの方々によって支えられてきました。ここに改めて、関心を寄せ行動を共にして下さったすべての方々に心より感謝申し上げます。私たちは、すべての人が自らの身体と生殖について自由に決定できる社会の実現を目指し、当事者の声が司法と社会に届くことを願うすべての人々と連携し、控訴審での審理に臨み、闘い抜く決意です。

2026年（令和8年）3月17日

弁護士 亀 石 倫 子

弁護士 井 桁 大 介

弁護士 岡 香 織

弁護士 谷 口 太 規

弁護士 戸 田 善 恭

弁護士 早 坂 由起子

弁護士 太 田 こもも